

官報

号外 昭和四十四年三月五日

○第六十二回参議院會議錄第九号

昭和四十四年三月五日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第九号

昭和四十四年三月五日

午前十時開議

第一 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

以下 議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二月二十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

植木 光教君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

安田 隆明君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

岩動 道行君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

内田 芳郎君

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。

日本放送協会昭和四十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日議長は左の内閣提出案を決算委員会に付託した。

昭和四十二年一般会計歳入歳出決算、昭和四十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十二年

度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十二年度政府関係機関決算書

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

た。

小笠原諸島復興特別措置法案

地方行政委員会に付託

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

通信委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

特別措置に関する法律案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

通信委員会に付託

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する等の法律案

産業公害及び交通対策特別委員会に付託

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八條第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十二年業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

去る二月二十七日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

内田 芳郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員

岩動 道行君

同日特別委員会において当選した理事は左の通りである。

科学技術振興対策特別委員

岩動 道行君

公職選挙法改正に関する特別委員会

理事 柳田桃太郎君(平島敏夫君の補欠)

科学技術振興対策特別委員会

理事 平島 敏夫君(岩動道行君の補欠)

理事 竹田 現照君(龜田得治君の補欠)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方税法等の一部を改正する法律案

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案

去る二月二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方交付税法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

地価公示法案

公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法案

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

昭和四十四年三月五日 参議院會議録第九号 議長の報告 會議 請暇の件 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一一八

農林省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟委員予備員齋藤邦吉君辞職につきその補欠として大村襄治君を選任し、同君の職務を行なう順序は第二順位と指定した旨の通知書を受領した。

去る一日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

札幌オリンピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

国民年金法の一部を改正する法律案

一昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 瓜生 清君

同 渡辺 武君

社会労働委員 阿具根 登君

農林水産委員 河田 賢治君

同 藤原 道子君

同 田淵 哲也君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 田淵 哲也君

同 河田 賢治君

社会労働委員 藤原 道子君

農林水産委員 渡辺 武君

同 阿具根 登君

同 瓜生 清君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 山崎 竜男君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 高橋 衛君

同日大蔵委員会において当選した理事は左の通り

である。

理事 田淵 哲也君(瓜生清君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて、議長は即日これを予算委員会に付託した。

昭和四十四年度一般会計予算

昭和四十四年度特別会計予算

昭和四十四年度政府関係機関予算

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

公害紛争処理法案

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

藤原道子君から病氣のため十日間、松下正寿君から海外旅行のため、来たる八日から十七日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長丸茂重貞君。

審査報告書

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十四年三月四日

大蔵委員長 丸茂 重貞

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十三年産米穀につき、出荷調整措置を円滑にするため、出荷調整金に係る所得には所得税及び法人税を課税しないこととし、あわせて事前売渡申込に基づいて政府に売り渡した者に係る所得税及び法人税を軽減しようとするものであつて、適当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十三年年度約十四億円である。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十四年二月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三郎

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税及び法人税の特例)

第一条 個人又は農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人(以下「農業生産法人」という。)が、その生産した昭和四十三年産の米穀を、次の各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる期間内に政府に売り渡した場合に、当該個人又は農業生産法人のその売渡しの日の属する年分の所得税又は同日を含む事業年度分の法人税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき、当該米穀の売渡しの時期及び生産される区域の区分に応ずる別表に掲げる金額の割合で計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十五号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額(以下「農業所得に係る総収入金額」という。)に算入せず、又は当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する。この場合において、当該合計額に相当する金額に対応する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の必要経費に算入せず、又は当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。

一 千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域内で生産される米穀 昭和四十三年十一月十六日から昭和四十四年四月十五日までの期間

二 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、三重県、滋賀県及び島根県の各区域内で生産される米穀 昭和四十三年十二月十六日から昭和四十四年五月十五日までの期間

三 前二号に掲げる区域以外の区域内で生産される米穀 昭和四十四年一月十六日から同年五月三十一日までの期間

2 前項前段の規定により損金の額に算入された金額から同項後段の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

(所得税の経過的特例)

第二条 個人が、その生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十四年三月十五日までに政府に売り渡した場合に、当該個人の昭和四十三年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき二百八十円の割合で計算した金額は、農業所得に係る総収入金額に算入しない。

2 前項の規定は、個人がその生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十四年三月十六日から次の各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる日までの間に政府に売り渡す見込みであり、かつ、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「売渡しの数量」とあるのは、「売渡見込みの数量」と読み替えるものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる米穀 昭和四十四年四月十五日

二 前条第一項第二号に掲げる米穀 昭和四十四年五月十五日

三 前条第一項第三号に掲げる米穀 昭和四十四年五月三十一日

3 前項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、前項に規定する期間内に政府に売り渡した同項の米穀の数量が税務署長の承認を受けた売渡見込みの数量に満たないこととなる場合には、当該期間を経過した日から四月以内に、昭和四十三年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書(以下「修正申告書」という。)を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

4 前項の規定に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正(以下「更正」という。)を行なう。

5 第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

昭和四十四年三月五日 参議院會議録第九号 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

(昭和四十四年法律第 号) 第二条第三項

に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは、「所得税法第二十一条第三十七号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一号第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

(法人税の経過的特例)

第三条 農業生産法人が、その生産した昭和四十三年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十三年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を前条第二項各号に掲げる米穀の区分に応じ当該各号に掲げる日までに政府に売り渡した場合には、当該農業生産法人のその売渡しの日を含む事業年度分の法人税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの数量に応じ、玄米換算正味六十キログラムにつき二百八十円の割合で計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により損金の額に算入された金額

は、法人税法第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第一条第一項又は第三条第一項に規定する売渡しの日を含む事業年度(以下「売渡事業年度」という。)分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)を受けた農業生産法人は、第一条第一項又は第三条第一項の規定の運用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、この法律の施行の日から二月以内に限り、政令で定めるところにより、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

一 売渡事業年度分の法人税につき確定申告書

に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第二号又は第四号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

に記載した、又は決定を受けた法人税法第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項第三号若しくは第五号に掲げる金額(これらの金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

別表

売渡しの時期	(一) 千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀	(二) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、三重県、滋賀県及び島根県の各区域において生産される米穀	(三) (一)及び(二)の区域以外の区域において生産される米穀
昭和四十三年十一月十六日から同年十二月十五日まで	五四円	一	一
昭和四十三年十二月十六日から昭和四十四年一月十五日まで	一〇八円	五四円	一
昭和四十四年一月十六日から同年二月十五日まで	一六二円	一〇八円	五四円
昭和四十四年二月十六日から同年三月十五日まで	二一六円	一六二円	一〇八円
昭和四十四年三月十六日から同年四月十五日まで	二七〇円	二一六円	一六二円
昭和四十四年四月十六日から同年五月十五日まで	一	二七〇円	二一六円
昭和四十四年五月十六日から同年六月十五日まで	一	一	二七〇円

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約十四億円である。

〔丸茂重貞君登壇、拍手〕

○丸茂重貞君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであ

りまして、昭和四十三年産米穀につき、出荷調整

措置の実施を円滑にするため、いわゆる選出し奨

励金による所得には所得税及び法人税を課税しな

いこととし、あわせて、事前売り渡し申し込みに

基づいて政府に売り渡した者に対する所得税及び

法人税の負担を軽減するため、玄米換算六十キロ

グラム当たり二百八十円を非課税とするものであ

ります。これに伴う昭和四十三年度の減税額は、

国税約十四億円と見込まれております。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって

御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は

全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よっ

て、本案は全会一致をもって可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 重宗 雄三君

副議長 安井 謙君

峯山 昭範君 田淵 哲也君

山田 勇君 塩田 啓典君

萩原幽香子君 山高しげり君

市川 房枝君 三木 忠雄君

上林繁次郎君 任田 新治君

矢追 秀彦君 阿部 憲一君

中尾 辰義君 松下 正寿君

田村 賢作君 小林 章君

沢田 実君 多田 省吾君

黒柳 明君 中沢伊登子君

片山 武夫君 伊藤 五郎君

後藤 義隆君 鈴木 一弘君

二宮 文造君 渋谷 邦彦君

向井 長年君 高山 恒雄君

横山 フク君 北條 浩君

小平 芳平君 中村 正雄君

村尾 重雄君 小山邦太郎君

植竹 春彦君 木内 四郎君

山崎 五郎君 山本敬三郎君

若林 正武君 渡辺一太郎君

矢野 登君	中山 太郎君	大松 博文君	鈴木 省吾君	重政 庸徳君	吉武 恵市君	小柳 勇君	高橋 衛君
中村喜四郎君	八田 一朗君	久次米健太郎君	佐藤 一郎君	木村 睦男君	植木 光教君	斎藤 昇君	塩見 俊二君
宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	山本茂一郎君	中津井 真君	上田 哲君	亀井 善彰君	廣瀬 久忠君	秋山 長造君
佐藤 隆君	楠 正俊君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君	長田 裕二君	上田 稔君	北村 暢君	成瀬 幡治君
岡本 悟君	高橋文五郎君	内田 芳郎君	大森 久司君	松本 英一君	安永 英雄君	須藤 五郎君	小笠原貞子君
土屋 義彦君	船田 讓君	津島 文治君	岩動 道行君	竹田 四郎君	杉原 一雄君	河田 賢治君	岩間 正男君
江藤 智君	大竹平八郎君	和田 鶴一君	河口 陽一君	達田 龍彦君	熊谷太三郎君	前川 旦君	竹田 現照君
柴田 栄君	青田源太郎君	丸茂 重貞君	鹿島 俊雄君	久保 勘一君	川上 為治君	川村 清一君	大橋 和孝君
栗原 祐幸君	藤田 正明君	長谷川 仁君	櫻井 志郎君	小野 明君	鈴木 力君	田中寿美子君	沢田 政治君
小枝 一雄君	前田佳都男君	金丸 富夫君	谷口 慶吉君	中村 波男君	山本 杉君	松井 誠君	矢山 有作君
増原 恵吉君	鍋島 直紹君	村上 春蔵君	田中 茂穂君	米田 正文君	温水 三郎君	西村 関一君	大森 創造君
徳永 正利君	井野 碩哉君	堀本 宜実君	西田 信一君	小林 武君	松本 賢一君	野上 元君	千葉千代世君
杉原 荒太君	剣木 亨弘君	平島 敏夫君	山下 春江君	林 虎雄君	森 八三一君	山本伊三郎君	武内 五郎君
山崎 竜男君	平泉 渉君	山本 利壽君	八木 一郎君	三木與吉郎君	塚田十一郎君	近藤 信一君	阿具根 登君
玉置 和郎君	沢田 一精君	平井 太郎君	寺尾 豊君	赤間 文三君	松永 忠二君	永岡 光治君	中村 英男君
近藤英一郎君	玉置 猛夫君	古池 信三君	郡 祐一君	大矢 正君	横川 正市君	羽生 三七君	亀田 得治君

國務大臣

占部 秀男君

大和 与一君

足鹿 覺君

田中 一君

松澤 兼人君

大藏大臣 福田 赳夫君

昭和四十四年三月五日 参議院會議録第九号

一三四

明治三十五年三月三十一日
第三〇郵便物認可

一部 四十円
(送料共)
發行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)